



監修：弁護士 [上田 淳史](#)
文責：弁護士 [鈴木 隆世](#)

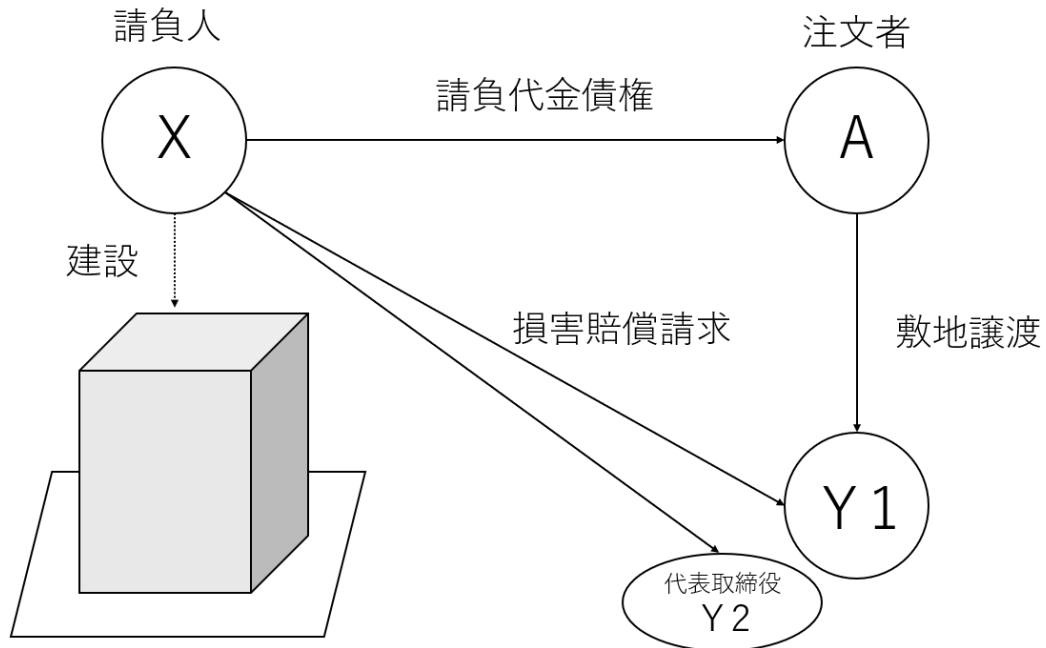
【判決要旨】

マンションの建築工事の請負人が、当該工事に係る請負代金債権の一部につき、注文者から支払を受けられなかったため、自ら当該マンションを敷地利用権付きで分譲販売する方法によって当該債権の回収を図ることとしていた場合において、第三者が注文者から当該マンションの敷地を譲り受けた行為は、注文者が当該敷地を所有しており、また、請負人において当該敷地の所有権その他の敷地利用権を取得する見込みがあったという事情もうかがわれないこと、注文者が当該マンションの引渡しを受けて自らこれを分譲販売することを要望していたことなどの事情の下では、当該方法によって当該債権を回収するという請負人の利益を侵害するものとして当該債権を違法に侵害する行為に当たるとすることはできず、請負人の権利又は法律上保護される利益を侵害するものとして不法行為に当たるとすることはできない。

【事案の概要等】

1 事案の概要

本件は、マンションの建築工事を請け負ったXが、注文者であるAから請負代金債権（以下「本件債権」という。）の一部の支払を受けられなかったことから、自ら当該マンションを敷地利用権付きで分譲販売する方法によって当該債権の回収を図ることとしていたところ、Y1においてAから当該マンションの敷地を譲り受けた行為が、当該債権及び当該マンションの所有権を違法に侵害する行為に当たると主張して、Y1に対しては、不法行為に基づき、その代表取締役であるY2に対しては、主位的に不法行為、予備的に会社法429条1項に基づき、それぞれ損害賠償を求めた事案である。



2 事実関係の概要

- (1) Aは、4筆の土地（以下総称して「本件敷地」という。）に高齢者向け温泉付き分譲マンション（以下「本件マンション」という。）を建築し、その居室毎に、敷地権付区分所有権を売却する方式で分譲販売することを計画し、本件敷地を購入した上、Xとの間で、Aを注文者、Xを請負人として、本件敷地に本件マンションを建築する旨の請負契約（以下「本件契約」という。）を締結した。本件契約における請負代金（以下「本件代金」という。）は、10億1500万円とされ、その支払時期及び支払額は、①契約後（同年7月末日）に5000万円、②上棟時（平成28年6月末日）に1億5000万円、③完了時（同年11月末日）に8億1500万円とされた。
- (2) Xは、Aから、上記(1)①については平成27年7月末日及び同年8月末日に各2500万円の支払を受けたが、上記(1)②については支払を受けることができなかったため、本件敷地につき、極度額を6000万円、債権の範囲を請負取引、債務者をA、根抵当権者をXとする根抵当権（以下「本件根抵当権」という。）の設定を受け、その旨の登記がされた。本件根抵当権は、本件敷地の交換価値の全部を把握するものである。
- (3) Xは、Aから、本件代金につき、平成29年2月15日までに遅延損害金を除き合計6017万円余の支払を受けるにとどまったため、同日、本件契約に係る建築工事（以下「本件工事」という。）を中止し、同月17日、本件マンションを自己の占有下に置き、Aの関係者が本件マンションに立ち入ることを禁じた上、Aに対して単独で本件マンションを分譲販売することを止めるように申し入れ、自ら本件マンションを分譲販売する方法によって本件債権の回収を図ることとした。Xが本件工事を中止した時点における本件工事の出来高は、本件工事全体の99%を超えていた。他方、Aは、その頃、本件マンションを分譲販売するのではなく、本件マンション1棟を販売することを計画し、Y1から買主の紹介を受けるなどしていた。

- (4) Xの代理人であった弁護士らは、平成29年3月2日、本件マンションの販売状況等を確認するため、Aの代表取締役らと面談したが、Aの対応が信頼に足るものではないと判断した。Aは、Xに対し、本件マンションの引渡しを受けて引き続き分譲販売させてほしい旨要望したが、Xは、これに応じず、Aにつき破産手続開始の申立てをすることとした。
- (5) Y1は、平成29年4月2日、Aから本件敷地を譲り受けた（以下「本件行為」という。）。本件敷地につき、AからY1に対する売買を原因とする所有権移転登記がされたが、Y1は、Aに対し、本件敷地の対価を支払っていない。
- (6) Xは、平成29年4月18日、Aにつき破産手続開始の申立てをし、同年6月2日、上記申立てに基づき、破産手続開始決定がされた。
- (7) Aの破産管財人は、平成29年9月28日、本件行為が無償否認（破産法160条3項）の対象であるとして、本件敷地について否認登記手続を請求する訴えを提起し、令和元年9月12日、当該請求を認容する旨の判決が確定した。
- (8) その後、Aの破産管財人は、Xとの間で、本件マンションの所有権がXに帰属すること、本件契約の合意解除に関する解決金としてXが2500万円を支払うこと、Aが本件敷地及びその周辺の土地の所有権を回復したときは、Xが本件敷地を代金6000万円で買い受けること等を内容とする合意（以下「本件合意」という。）をした。
- (9) Xは、本件合意に基づき本件敷地を買い受けた上、本件マンションの区分所有権の売買代金全額をAに支払っていた者に対しては本件マンションの区分所有権を無償で譲渡し、残りの区分所有権については自ら分譲販売を開始した。

【論点】

本件行為は、Xの権利又は法律上保護される利益を違法に侵害するものとして不法行為に当たるか¹。

【訴訟の経過】

1 第一審（和歌山地判令3・3・12判例秘書DBL07651971）

第一審判決は、要旨以下のとおり判示し、本件行為が不法行為に当たるとした。

Aには本件マンションの分譲代金以外に本件代金を支払う資力はなく、Xは、Aの債務不履行を受けて、本件マンションを自社管理物件とした上でその分譲代金から本件債権を回収する方針をとったこと、マンションの分譲においては、敷地権も併せて分譲されるのが通常であり、本件敷地のみが別に処分されることは本件マンションの分譲の妨げとなってその価値を大幅に毀損させることが明らかであること、本件敷地は本件マンションの底地であり、かつ、本件根抵当権が設定されており、単独では経済価値が乏しいこと等の事実関係の下、Yらは、かかる状況を知りながら、経済合理性に乏しく、本件マンションの価値を著しく毀

¹ 損害論も争点となったが、本稿では責任論について取り上げる。

損する点で取引通念上著しく不当かつ違法性を有する本件行為に及んだのであるから、Yらの本件行為は共同不法行為に当たる²。

2 原判決（大阪高判令3・9・16判例秘書DBL07620838）

原判決は、要旨以下のとおり判示し、本件行為が不法行為に当たるとした。

本件マンションは、完成前から既に分譲が開始されており、一部は売却済になっていたことから、Xは、Aから中間金の支払を受けることができなかった時点でも義務感から工事を続行し、本件マンションにつき、ほぼ完成させた後、自社管理物件とし、自ら分譲する方法により、本件債権の回収を図ることとしていたのであるから、かかる方法による債権回収の利益は、事実上の期待にとどまらず、不法行為法上の法的保護に値する利益となっていたといふべきである。Yらは、Xが本件債権の回収を円滑に進めるためには、本件マンションを本件敷地とともに分譲するしかない状況にあることを知りながら、専ら、Xによる本件マンションの分譲及び本件債権の回収を困難にすることにより、事実上、Xからの譲歩を引き出すことを目的として、経済的合理性のない本件行為を行い、Xが予定していた方法による本件債権の回収を妨害したのであるから、本件行為は、Xの上記債権回収の利益を侵害するものとして不法行為に当たる³。

【本判決】

本判決は、原判決と異なり、以下のとおり判示し、本件行為が不法行為に当たらないとした。

「本件行為の当時、Xは、自ら本件マンションを分譲販売する方法によって本件債権の回収を図ることとしていたが、本件敷地についてはAが所有しており、また、Xにおいて、将来、本件敷地の所有権その他の敷地利用権を取得する見込みがあったという事情もうかがわれなから、Xが自ら本件マンションを敷地利用権付きで分譲販売するためには、Aの協力を得る必要があった。しかるに、Aは、Xの意向とは異なり、Xから本件マンションの引渡しを受けて自らこれを分譲販売することを要望していたというのであるから、XにおいてAから上記の協力を得ることは困難な状況にあったといふべきである。これらの事情に照らすと、本件行為の当時、自ら本件マンションを分譲販売する方法によって本件債権を回収するというXの利益は、単なる主観的な期待にすぎないものといわざるを得ず、法的保護に値するものとなっていたといふことはできない。

以上によれば、本件行為は、上記利益を侵害するものとして本件債権を違法に侵害する行為に当たるといふことはできない。」

したがって、「本件行為は、Xの権利又は法律上保護される利益を違法に侵害するものではない」。

ただし、以下のとおり、岡正晶裁判官及び堺徹裁判官の各反対意見がある。

² 本件行為により、本件マンションの分譲販売が遅れ、これに伴う価値の下落により、当初見込んでいた債権回収ができなくなったことが損害であるとした。

³ 本件行為により余分に支出された維持管理費用、及び本件行為により本件マンションの分譲販売が遅れたために本件マンションの価値が低下したことが損害であるとした。

（岡正晶裁判官の反対意見）

多数意見の結論に賛成した上で、以下のとおり述べて、本件は原審に差し戻すのが相当であるとした。

「本件敷地の所有者であり本件契約の相手方当事者でもあるAは、本件マンションの所有者であるXに対し、Xが本件マンションを敷地利用権付きで分譲販売することに協力する義務、少なくとも本件敷地の所有権を正当な理由なく第三者に移転するなどして、その分譲販売を妨害しない義務を、信義則上の義務として負っていたと解することが相当である。なぜなら、…Xにおいて、本件マンションを敷地利用権付きで分譲販売する方針を決め、これが可能となる相当程度の見込みがある状況にあり、Aにおいては、本件代金の支払を遅延することでXがこの方針を決める原因を作出した上、Xの上記状況を認識していたとかがわれるのであるから、本件行為の当時、信義則上、Xは、Aとの関係において、本件マンションの所有権に基づき本件マンションを敷地利用権付きで分譲販売する利益を有していたというべきである。」るからである。「そうすると、本件行為の当時における、Xの本件マンションを敷地利用権付きで分譲販売する利益は、単なる主観的な期待にすぎないというのではなく、民法709条にいう法律上保護される利益と評価することが相当なものというべきである。」「Xが本件行為までに本件マンションの所有権を取得していたことが認められれば、Yらによる本件行為が、Xに対する共同不法行為に当たる可能性が認められる。」

（堺徹裁判官の反対意見）

以下のとおり述べて、原審の判断は結論において正当であり、上告を棄却すべきとした。

「本件行為がなければ、XがAについて破産手続開始の申立てをすることによって、Aの破産管財人が本件敷地を管理することになり、Xは、本件マンションを分譲販売するために、別件否認訴訟の結果を待つ必要がないこと、現に本件合意が成立していること、本件行為が行われた以降に予想外の事態が発生したと認めるべき事情がうかがわれないこと等にも照らせば、……Xが本件敷地の所有権を得て債権回収のために本件マンションを分譲販売する道筋を作ることは、『単なる主観的な期待』にはとどまらず、客観的にも期待できるものであり、以下……も加味すれば、法的に保護するに値する利益であると考えられる。」「Xは、既にAと本件契約を締結し、本件契約に基づく自己の債務の履行として、また、約定金1億5000万円が支払われていなかったがAによる本件マンションの分譲販売が進んでいたため、建築請負人としての義務感から、本件マンションをほぼ完成させており、本件契約に基づく権利を有し義務を負っていたというのである。このようなAとXの関係からは、XがAとの間で本件債権の回収方法について格別の合意に至っていないとしても、信義誠実の原則に照らして、自ら本件マンションを分譲販売する方法によって本件債権を回収するというXの利益について、契約締結上の過失における交渉の相手方に対する信頼以上の法的保護が与えられてしかるべきであり、上記利益が『権利又は法律上保護される利益』に当たらないとしてXに不法行為法上の法的保護が与えられないというのは、首肯し難い。」

【解説】

1 問題の所在

本件において、XとYらとの間には直接の取引関係はない。一方、Xは、Aに対して本件債権を有しており、本件敷地を所有するAの協力を得て、自ら本件マンションを分譲販売する方法によって本件債権の回収を図ることを想定していたところ、Y1がAから本件敷地を譲り受けたこと（本件行為）により、本件債権の回収が困難となったから、本件行為が、いわゆる債権侵害等として不法行為に当たらないかが問題となる⁴。

2 債権侵害に関する判例及び学説

- (1) 第三者が債権を侵害した場合に不法行為責任を負い得ることは、古くから判例において認められており⁵、学説上も、これを認める見解が支配的である。

その上で、債権侵害による不法行為がいかなる要件の下で成立するかという問題については、判例の立場は明らかでなく、学説上も、以下のとおり様々な議論がある。

- (2) 伝統的な通説は、いわゆる相関関係説⁶を前提として、物権に比べて弱い権利である債権の侵害が違法となるのは侵害行為の違法性が特に強い場合であるとの理解のもと、債権侵害が問題となる場面を、①債権の帰属を侵害する場合、②債権の給付を侵害し債権が消滅する場合及び③債権の給付を侵害するが債権が消滅しない場合に分類し、類型ごとに、不法行為の成立を認めるに足る違法性の強度と第三者の主観的要件（③の場合は少なくとも故意が要求される。）を論じてきた⁷。
- (3) もっとも、伝統的な通説に対しては、ドイツ法を一面的にのみ継受した結果、債権侵害による不法行為の成立を認めることにつき消極的に過ぎること、現実の多様な紛争類型に即した分析が不十分であること等の批判があり⁸、学説上、より精緻な類型化及び分析が重ねられてきた。そうした中、上記批判を踏まえた新たな方向性については、概ね以下のとおり固まりつつあるとの評価がなされるに至っている⁹。すなわち、債権侵害は、まず、①債権の帰属侵害型、②債権の給付侵害型、③責任財産減少型に分類される。そして、②債権の給付侵害型は、④事実行為による侵害（さらに間接損害型と債務不履行誘発型に分類される。）と⑤契約的介入による侵害（さらに二重譲渡型と引抜き型に分類される。）に分類される。また、③責任財産減少型は、⑥事実行為によるものと⑦法律行為によるものに分類される。その上で、各類型について不法行為の成立を認めるに足る第三者の主観的要件（害意、故意又は過失のいずれが必要か）が示されている。伝統的な通説との関係では、上記(2)②及び③を上記②に統合した上で再分類し、また、上記(2)③の一事例である

⁴ 後記2のとおり、近時は「債権侵害」という問題設定自体の適切性に批判的な見解もあるが、本稿では「債権侵害」との用語を使用しつつ、かかる見解についても取り上げることとする。

⁵ 大判大正4年3月10日刑録21輯279頁、大判大正4年3月20日民録21輯395頁。

⁶ 「相関関係説」とは、「他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した」につき、違法性の要件であると解し、その有無を被侵害利益と侵害行為との相関関係により判断する見解である（我妻榮ほか『我妻・有泉コンメンタール民法（第8版） 総則・物権・債権』（日本評論社、2022年）1537頁）。

⁷ 我妻榮『民法講義Ⅳ 新訂 債権総論』（岩波書店、1964年）77頁以下等。

⁸ 中田康弘『債権総論（第4版）』（岩波書店、2020年）335頁等。なお、相関関係説自体が現在は通説的地位ではなく、権利侵害論に係る学説は流動的である（窪田充見編『新注釈民法(15) 債権(8)』（有斐閣、2017年）289～299頁〔橋本佳幸〕）。

⁹ 内田貴『民法Ⅲ（第4版） 債権総論・担保物権』（東京大学出版会、2020年）209～217頁。

上記③を独立の類型とした上で新たに分類したものといえる。

- (4) 一方、そもそも「債権侵害」という問題設定自体に批判的な見解もある。例えば、問題の本質を「契約侵害」、ひいては「契約準備交渉から契約終了後に至るまでの間に相対の取引的接触の中で生ずる、第三者による取引的不法行為」という視点で捉えるのが適切であり、⑦契約成立前の交渉準備段階であっても、契約成立への期待又は契約を通じて将来獲得することが予想される利益への期待が保護に値すると評価される場合（その判断にあたっては、契約締結上の過失理論が参考になるとする。）や、①既に成立した契約から獲得することを期待された利益が「侵害」されてはいないものの、その実現可能性が危険にさらされている場合（ただし、第三者に対して直接損害賠償を請求する必要性及び相当性が必要であるとする。）にも、不法行為責任による保護が必要であるとする見解がある¹⁰。かかる問題設定の下での議論は十分に熟していないのが現状であるが、従来の「債権侵害」に係る議論との関係では、視点の違いこそあれ、相反するものではないため、具体的事案の検討においては、かかる問題設定の下で上記(2)又は(3)の考え方も併せて参照して分析するという手法も有用と思われる。

3 本判決の分析

- (1) 本件において問題となり得る被侵害利益としては、①自ら本件マンションを分譲販売する方法によって本件債権を回収するというXの利益（以下「本件利益」という。）、②本件債権自体、③上記①及び②以外のXの権利又は法律上保護される利益が考えられる¹¹。
- (2) まず、上記(1)①については、仮に、本件利益が法的保護に値するものであると評価される場合、これを実現するためには、事実上、XがAから本件敷地の所有権その他の敷地利用権の譲渡・設定を受ける必要があるところ、Y1がAから本件敷地を譲り受けたのであるから、本件は、いわゆる二重譲渡（上記2(3)②⑥）に類似する問題として捉えることができる。その場合、原判決の認定したAの主観面に係る事情に照らせば、不法行為の成立が認められる余地が十分にあると思われるため、本件利益が法的保護に値するものか否かが結論の分かれ目となる。

本件利益につき、将来的に本件合意又はこれに類する合意（以下「本件回収合意」という。）へと成熟し得るものとみれば、本件利益が法的保護に値するか否かの判断にあたっては、契約締結上の過失理論、特にいわゆる交渉破棄型に係る議論が参考になる¹²（上記2(4)㉑）。この点、各裁判例を踏まえると、(i)契約をめぐる実質的交渉の前段階では義務は発生せず、(ii)契約準備交渉段階では、相互に背信的行動をとらない義務が生じ、(iii)当事者の関係、交渉経緯及び交渉態度に照らして契約成立への期待と利益が法的保護に値する段階では、契約成立に向けた積極的な協力義務が生じると解されているとの分析があ

¹⁰ 潮見佳男「債権侵害（契約侵害）」山田卓夫ほか編『新・現代損害賠償法講座 第2巻 権利侵害と被侵害利益』（日本評論社、1998年）274～276頁。

¹¹ 本判決は、「本件行為は、上記利益〔筆者注：本件利益〕を侵害するものとして本件債権を違法に侵害する行為に当たるといえることはできない」と判示し、①と②を一体視しているようにも思われるが、単に原判決の「債権回収の利益を侵害する積極的債権侵害行為として不法行為になる」との判示に対応したものであり、①と②が個別に被侵害利益となり得ることを否定する趣旨ではないと解される。

¹² 堺裁判官の反対意見は、契約締結上の過失について明示的に言及している。

る¹³。

本件では、本判決の多数意見が指摘するとおり、本件行為時点では、Xにおいて本件敷地の所有権その他の敷地利用権を取得する見込みがあったという事情がうかがわれないこと、AとXの意向が異なっていたこと等に照らせば、本件回収合意をめぐる実質的交渉の前段階（上記(i)）といえるから、契約締結上の過失理論とパラレルな考え方により本件利益が保護に値すると解することは困難であろう。本判決の多数意見は、上記のとおり、本件行為時点では、本件回収合意に向けたプロセスが未成熟であり、本件回収合意の成立の蓋然性があったとはいえないとの評価の下、本件利益が法的保護に値するものとはいえないと判断したものと理解することができる。

一方、堺裁判官の反対意見は、XとAの意向が異なるとしても、Xによる破産手続開始の申立てを経てXとAの当該破産管財人との間で本件回収合意が成立することが客観的にも期待できたところ、既にXとAとの間で本件契約が締結され、Aによる本件マンションの分譲販売が進んでいたため、Xが建築請負人としての義務感から本件マンションをほぼ完成させたというAとXの関係からは、信義則上、本件利益が法的保護に値する旨を述べている。同反対意見は、XとAとの契約関係を起点として¹⁴、Aによる先行行為及びXによる履行状況を重視し、Xの利益が法的保護に値すると判断したものと理解することができる。原判決も、同反対意見が摘示するのと同様の事情に照らして本件利益が法的保護に値する旨判示しており、同反対意見と類似の考え方をしたものと理解することができる。

本判決における多数意見と堺裁判官の反対意見との判断の分かれ目は、主に本件回収合意の成立の蓋然性に関する評価の如何と、Aによる先行行為及びXによる履行状況をどの程度重視するかという点にあると考えられる。

- (3) 次に、上記(1)②について、本件利益が法的保護に値するものとはいえないとしても、本件債権（及びその基礎となる契約関係）自体が法的保護に値することは明らかであるところ、本件行為は、その実現可能性を低下させる点で本件債権（又はその基礎となる契約関係）を侵害するものであり、不法行為に当たらないかが問題となる。これは、第三者による契約関係の危殆化の問題（上記2(4)①）と捉えることができ、責任財産の減少（上記2(3)③）に類似する問題とも考えられる¹⁵。

本件では、Xの想定した方法以外に本件債権全額を回収する現実的な方法がなかったことがうかがわれるところ、本件行為により、かかる方法の実現が妨げられたのであるから、本件行為により本件債権の実現可能性が低下したと評価する余地もあり得る一方で、仮に、本件行為時点で本件回収合意の成立の蓋然性がなかったとすれば、本件行為の前後で本件債権の実現可能性に変わりはないという評価もあり得るため、結局は上記(2)の観点と考慮要素がオーバーラップすると思われる。

本判決の多数意見は、本件債権の実現可能性の低下という構成を明確に意識したものが明らかではないが、結論として本件行為が本件債権を違法に侵害したとはいえないと判断

¹³ 谷口知平＝五十嵐清編『新版注釈民法(13) 債権(4) 契約総則（補訂版）』（有斐閣、2006年）126～127頁〔潮見佳男〕。

¹⁴ 新堂明子「判批」（https://www.lawlibrary.jp/pdf/z18817009-00-032622523_tkc.pdf）は、「契約締結上の過失における交渉の相手方に対する信頼以上の法的保護」という表現から、契約責任に少なからず寄った性質のXの義務を認めたものと推察している。

¹⁵ 本件敷地はいわゆるオーバーローンであるため、本件行為は責任財産の減少そのものではない。

しており、本件行為が本件債権の実現可能性を低下させる点で違法な権利侵害であるとの考え方はとっていない。

- (4) また、上記(1)③について、本件行為が本件利益又は本件債権を違法に侵害したとはいえないとしても、それ以外のXの何らかの利益を侵害しており、不法行為に当たらないかが問題となる。現にXは、本件行為が本件マンションの所有権に対する違法な侵害であるとも主張していた。

この点、岡裁判官の反対意見は、所有権自体の侵害という構成はとっていないが、信義則上、AがXに対して「Xが本件マンションを敷地利用権付きで分譲販売することに協力する義務」を負っており、Xの「本件マンションを敷地利用権付きで分譲販売する利益」が本件行為により侵害された可能性を指摘する。その根拠として、同反対意見は、Xが本件マンションを敷地利用権付きで分譲販売するという方針が実現可能となる相当程度の見込みがあったこと、当該方針を決める原因を作出したのはAであること、本件マンションを敷地利用権付きで分譲販売することができなければ本件マンションの所有権に基づく利益に大きな制約が生じることを挙げる。同反対意見は、Aによる先行行為も考慮して、Xの利益が信義則上保護に値するとした点では堺裁判官の反対意見と共通するが、本件について所有権に基づく利益の侵害の問題であると捉え、本件マンションと本件敷地との関係から導かれるXの不利益も考慮した判断をしたと解される点が特徴的である。

一方、本判決の多数意見は、本件行為がXの権利又は法律上保護される利益を侵害するものではない旨判示し、Xの請求を棄却しているから、本件の事実関係の下では、同反対意見が摘示するような事情を考慮しても、Xの所有権又は所有権に基づく利益が法的保護に値するとの評価には至らなかったものと理解することができる。

- (5) 以上のとおり、本件では、本件行為がXの権利又は法律上保護される利益を違法に侵害するものといえるか否かについて様々な考え方があり得たが、本判決の多数意見は、本件の事実関係の下では、そもそも本件行為時点で本件回収合意の成立の蓋然性があったとはいえないとの評価を前提として、AとXとの契約関係、Aによる先行行為、Xの履行状況、Xの不利益等を考慮しても、本件行為時点で本件行為により侵害され得るXの権利又は法的利益が存在していたと評価するには至らなかったものと理解することができる。なお、本判決はあくまで事例判断であって、類似事案において、債権回収方法の合意をめぐる交渉の成熟度等に係る具体的な事実関係によっては不法行為が成立し得る余地を排斥するものではないと解される¹⁶。

4 本判決の意義

本判決は、債権侵害による不法行為の成立を否定した最高裁判決の一つとして事例的意義を有する。さらに、本件は、原判決と本判決との間、及び本判決における多数意見と各反対意見との間でそれぞれ判断が分かれていることから、限界事例と評価し得るものであり、それぞれの判断を分析・対照することで、不法行為責任による利益保護に係る分水嶺を検討する手掛かりとなる点で、理論的及び実務的に重要な意義を有するものである。

¹⁶ 実務上、事前の対策も重要である。例えば、請負人が本件と同様の債権回収のスキームを想定するのであれば、予め土地について帰属清算型の譲渡担保権の設定を受けておくことも一案と考えられる。

【監修】



上田 淳史（弁護士）

Email: aueda@iwatagodo.com

慶應義塾大学法学部卒業、1998 年弁護士登録。
訴訟・紛争案件を多数取り扱う。2023 年より司法試験・司法試験予備試験審査委員（民法）を務める。

【文責】



鈴木 隆世（弁護士）

Email: ryusei.suzuki@iwatagodo.com

一橋大学法学部卒業、2022 年弁護士登録。
コーポレート分野、不動産関連分野に関するアドバイスを主に
に取り扱っているほか、企業法務一般を担当している。

岩田合同法律事務所

1902 年（明治 35 年）、司法大臣や日本弁護士連合会会長を歴任した故・岩田宙造弁護士が「岩田宙造法律事務所」を創立したことに始まる、我が国において最も歴史のある法律事務所の一つです。創立当初より、我が国を代表する企業等の法律顧問として広範な分野で多数の企業法務案件に関与しております。日本人弁護士約 100 名が所属するほか、日本語対応も可能な中国法弁護士、フランス法弁護士、米国弁護士経験を有する米国人コンサルタント等も所属し、特別顧問として、元金融庁長官中島淳一氏が在籍しております。

〒100-6315 千代田区丸の内二丁目 4 番 1 号 丸の内ビルディング 15 階
岩田合同法律事務所 広報：newsmail@iwatagodo.com

※本ニュースレターは一般的な情報提供を目的としたものであり、法的アドバイスではありません。また、その性質上、法令の条文や出展を意図的に省略している場合があり、また情報としての網羅性を保証するものではありません。個別具体的な案件については、必ず弁護士にご相談ください。